

# 新型コロナウイルス感染症の影響による減免判定フロー

以下の設問は主たる生計維持者についての質問です

→ はい

→ いいえ

※主たる生計維持者とは、原則として住民票の世帯主の方で、世帯で1名になります

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡又は重篤な傷病を負った

全額免除①へ

主たる生計維持者の令和元年中の合計所得金額が1,000万円以下である

減少が見込まれる収入区分が事業収入(営業や農業)、不動産・山林・給与収入のいずれかに該当する

減少が見込まれる収入が令和元年中の収入額と比較し30%以上減少している

30%以上減少する収入以外の令和元年中の合計所得が400万円以下である

コロナウイルスの影響により収入が減少した理由が、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する  
(ア)仕事を退職したため収入が減少した  
(イ)事業廃止となったため収入が減少した

(ア)を選択

(ア)選択  
会社都合(非自発的な理由)で退職したか

非自発的失業者軽減に該当  
③へ

(イ)を選択

(イ)選択  
減免申請へ ②へ

減免申請へ  
②へ

今回は減免対象とならないが、支払いが困難な場合は徴収猶予など納税相談をする  
④へ

## 提出書類

- ①の方へ・・・減免申請書、添付書類(医師による診断書や新型コロナウイルスに感染したことがわかる書類)
- ②の方へ・・・減免申請書、添付書類(令和2年2月以降で収入が激減したことがわかる書類 例:給与明細、帳簿、廃業届出等など)
- ③の方へ・・・国民健康保険特例対象保険者等(非自発的失業者)に係る申告書、添付書類(雇用保険受給資格者証の写し)  
※雇用保険受給資格者証は公共職業安定所にて発行されたもの
- ④の方へ・・・徴収猶予申請書、添付書類(給与証明書等)

### 徴収の猶予となるケース

- (1)新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で、消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- (2)納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- (3)納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合
- (4)納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

※減免申請書は富士川町ホームページより取得可能です。窓口の混雑が予想されますので、感染防止のためまずは電話にてご相談ください。

お問い合わせ先 富士川町役場 町民生活課 国保担当 ☎0556-22-7209 HP: <https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/>